

湯前町

南海トラフ地震防災対策推進計画

令和8年6月

熊本県球磨郡湯前町

第1節 目的

1 南海トラフ地震に関する防災対策の目的及び性質

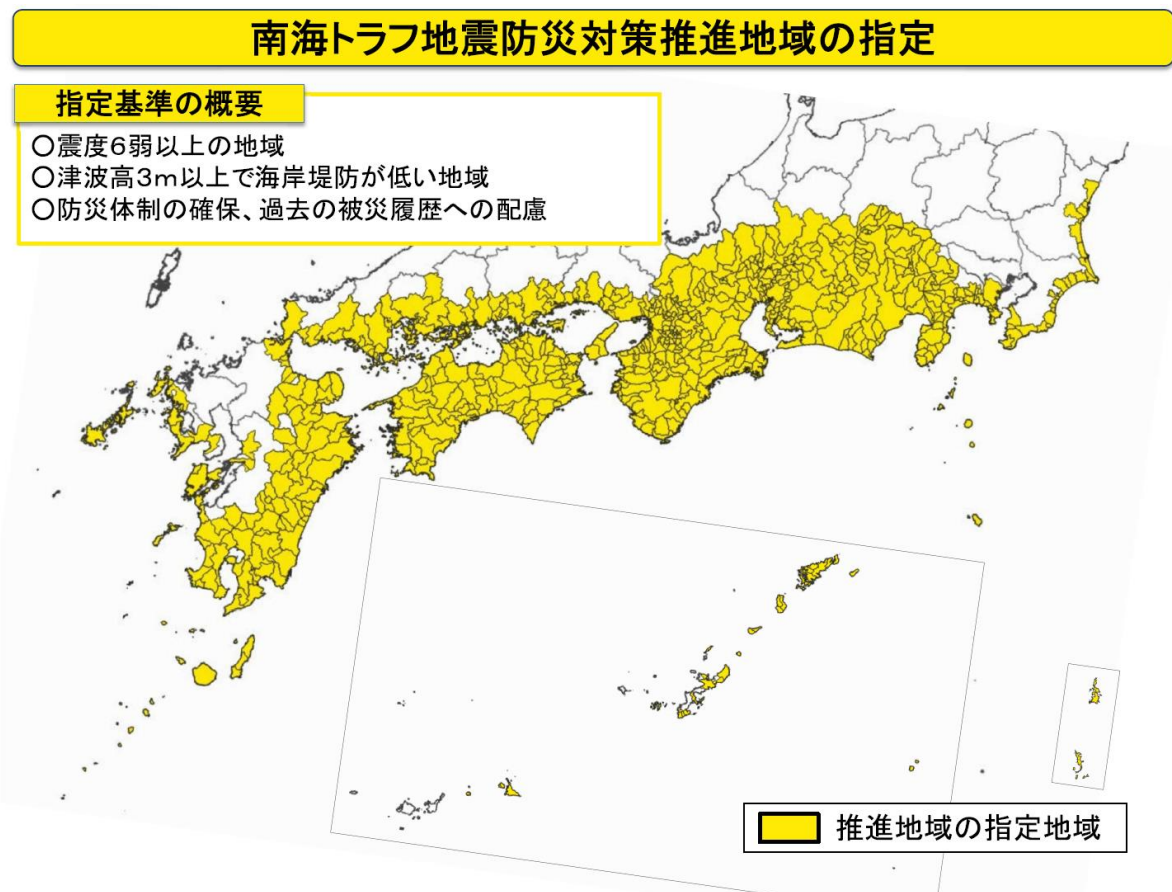
この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、本町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、湯前町地域防災計画の「第一章 第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務」を準用する。

3 南海トラフ地震防災対策推進地域

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域に指定されている。



第2節 円滑な避難と救護

1 平時からの確認

町は、住民等に対し、「自らの命は自らが守る」という早期避難の意識付けをするために、避難

場所や避難経路、避難方法、家族との連絡方法等の確認を平時から行う旨、周知するものとする。

2 避難支援

町は、避難を呼びかけた際は、自主防災組織や消防団と連携し、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人や旅客者等の避難誘導等も関係者と連携して適切に対応するものとする。

3 避難後の救護

避難所に避難後、救護が必要となった者に対しては、衛生対策部の医療班が救護に当たるものとし、必要に応じて医療機関等に応援を求めるものとする。

4 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営に関しては、「湯前町避難所運営マニュアル」により対応するものとする。

5 関係機関および施設の強化

ア 消防団等

町は、消防団に関し、女性や若者等の入団促進を図る等、団員の確保に努めるものとする。また、車両や資機材等の更新を含めた更なる充実を計画的に進めるとともに、実践的かつ効果的な訓練を行うものとする。

さらに、訓練等を通じて、自主防災組織等の関係機関との連携強化を図るものとする。

イ 役場庁舎等

町は、庁舎等の公共施設のうち、災害対策本部や避難所として活用を予定しているものについて、その機能を果たすために必要な設備等の整備および管理に努めるものとする。

ウ 上下水道

町は、住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の耐震化を計画的に進め、破損等による二次災害を軽減するものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

1 資機材・人員等の配備手配および物資の備蓄・調達

ア 物資等の備蓄および配備・調達手配

災害応急対策等に必要な資機材及び人員については、湯前町地域防災計画の「第三章 第13節 災害備蓄物資・資機材整備計画」「第三章 第16節 食糧供給計画」「第三章 第17節 衣料・生活必需品等物資供給計画」「第三章 第19節 給水計画」および「湯前町防災用備蓄物資購入・整備計画書」を準用する。

イ 人員の配置

人員の配置については、湯前町地域防災計画の「第三章 第1節 組織計画」「第三章 第2節 職員配置計画」および「湯前町職員防災初動マニュアル」を準用する。

ウ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については、「第三章 第1節 組織計画」および「湯前町職員防災初動マニュアル」を準用する。

2 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、湯前町地域防災計画の「第二章 第11節 受援計画」「第三章 第9節 自衛隊派遣要請計画」「第三章 第10節 緊急消防援助隊の出動要請」を準用する。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者は避難者に位置付け、「避難所運営マニュアル」を準用する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 警戒体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、警戒体制をとり、町民への注意喚起や情報収集を行う。この場合において、本町で震度4以上の揺れが発生したときの対応は、湯前町地域防災計画の「第三章 第2節 3 地震発生時における警戒体制の配置及び災害対策本部の設置の基準」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における対応

ア 職員配置計画

町の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における対応

ア 職員配置計画

町の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。

イ 情報の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民に密接に関係のある事項について周知する。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

ウ 対応をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、その変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に対して注意する対応をとる。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

ア 職員配置計画

町の体制は第2警戒体制とし、町内に地震災害が発生する恐れがある後発地震に備える。なお、状況に応じて、災害対策本部体制への移行を行うものとする。

イ 情報の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民に密接に関係のある事項について周知する。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。加えて、巨大地震発生時に、被害が発生する可能性のある土砂災害警戒区域や未耐震住宅等の住民に対し、避難所や知人宅

及び親類等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すものとする。

ウ 対応をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する対応をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する対応をとるものとする。

第5節 防災訓練計画

町は、町地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに住民、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、南海トラフ地震防災上必要な訓練を推進する。

その他必要な事項については、湯前町地域防災計画の「第二章 第6節 自主防災組織育成計画」「第二章 第7節 地域防災力強化計画」「第二章 第8節 防災知識普及計画」を準用する。